

神奈川県県税の収納事務の委託に関する規則の一部  
を改正する規則

神奈川県県税の収納事務の委託に関する規則（平成16年神奈川県規則第54号）の一部を次のように改正する。

第1条中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項」に、「の事務を委託することができる者の基準その他県税の収納の」を「に関する」に改める。

第2条を削る。

第3条中「前条に規定する基準を満たす者に」を「地方自治法（以下「法」という。）第243条の2第1項の規定により県税の収納に関する事務を」に改め、同条を第2条とする。

第4条の見出し中「の事務」を「に関する事務」に改め、同条中「政令第158条の2第1項」を「法第243条の2第1項」に、「の事務」を「に関する事務」に、「受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、「（別記様式）」の次に「（払込書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）」を加え、同条を第4条とする。

第6条の見出し中「の事務」を「に関する事務」に改め、同条中「の事務」を「に関する事務」に、「政令第158条の2第1項」を「法第243条の2第1項」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「第6条」を「第5条」に、「受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「受託者」を「指定公金事務取扱者」に改め、「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を削り、同条を第8条とする。

別記様式中「（第5条関係）」を「（第4条関係）」に、「地方自治法施行令第158条の2」を「地方自治法第243条の2」に

改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条の改正規定（「受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める部分及び同条を第 4 条とする部分を除く。）及び第 9 条の改正規定（「受託者」を「指定公金事務取扱者」に改める部分及び同条を第 8 条とする部分を除く。）は、公布の日から施行する。
- 2 地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 12 号）附則第 2 条第 1 項の規定によりなお従前の例により行わせることができることとされた県税の収納の事務に係る委託の基準及び内容、方法、収納金の払込み、検査並びに電磁的記録の作成等については、なお従前の例による。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。